

## 【ドイツ】性別登録の自己決定に関する法律の制定

海外立法情報課 山岡 規雄

\* 2024年4月、ドイツにおいて身分登録簿上の性別及び名を自己申告によって変更することを可能とする自己決定法が制定され、11月に施行された。

### 1 法制定の経緯

1980年に制定されたトランスセクシュアル法<sup>1</sup>は、トランスジェンダーの（transgeschlechtlich）<sup>2</sup>人々の身分登録簿における性別及び名の変更手続を定めていた。法制定以降、年齢要件及び婚姻をしていないという（性別の変更に関する）要件を削除する改正が行われた。2011年には、連邦憲法裁判所の決定により、永続的に生殖能力を喪失していること及び外科手術により他方の性の外観に近似していることという2つの要件が違憲と判断され、これらは基本法（憲法）に適合した規定の施行まで適用することができないとされた<sup>3</sup>。このように、性別及び名の変更を容易にする方向での法改正等が行われる一方、当該変更について裁判所の裁判（Entscheidung）と2人の専門家による鑑定意見を要するという手続上の条件は維持されたままであった。この手続には時間やコストがかかるほか<sup>4</sup>、私生活の機微に関わる質問に回答しなければならないケースもあり、当事者の尊厳を傷つける手続との批判もあった<sup>5</sup>。

こうした批判や連邦憲法裁判所の判例を踏まえ、2021年に成立した社会民主党、緑の党及び自由民主党の連立政権は、その連立協定において、トランスセクシュアル法を廃止し、新たに自己申告による身分登録簿上の性別及び名の変更を可能とする法律の制定を目指すことを明記した<sup>6</sup>。この方針に従い、2023年11月、連邦政府は、トランスジェンダーの人々に限定せず、従来、身分登録法<sup>7</sup>によって性別及び名の変更手続が定められていたインターセックスの（intergeschlechtlich）<sup>8</sup>人々も含め、基本的に自己申告のみで変更を可能とする新法を制定するとともに、トランスセクシュアル法を廃止し、関連する既存の法律を改正する法律案を連邦議会に提出した<sup>9</sup>。同案は、委員会における修正を経て、2024年4月12日に、連邦議会で可決された。同案に対し、連邦参議院による異議は申し立てられず、同案は、同年6月21日に法律として公布され、一部先行して施行された規定を除き、同年11月1日に施行された<sup>10</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年10月10日である。

<sup>1</sup> Transsexuellengesetz vom 10. September 1980 (BGBl. I S.1654)

<sup>2</sup> ドイツ語では、trans 又は trans\*とも表記される。性に関するアイデンティティーが、出生の際に身分登録簿等において付与された性別と一致しない人々を指す。„Der Perspektivwechsel,“ *Das Parlament*, 2023.11.18.

<sup>3</sup> 藤戸敬貴「ドイツにおける法的性別変更—トランスセクシュアル法の現状—」『外国の立法』No.285, 2020.9, pp.56-58. <<https://doi.org/10.11501/11538863>>

<sup>4</sup> „Mehr Freiheit beim Geschlechtseintrag,“ *Süddeutsche Zeitung*, 2022.7.1.

<sup>5</sup> „Transsexualität ist kein Trend“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2022.3.23.

<sup>6</sup> „Mehr Fortschritt wagen: Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit; Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN und FDP,“ S.95. SPD website <[https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag\\_2021-2025.pdf](https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf)>

<sup>7</sup> Personenstandsgesetz vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S.122)

<sup>8</sup> ドイツ語では、intersexuell、inter 又は inter\*とも表記される。身体的な性の特徴が男性又は女性の典型的な特徴に合致していない人々を指す。„Der Perspektivwechsel,“ *op.cit.*(2)

<sup>9</sup> BT-Drs. 20/9049

<sup>10</sup> Gesetz über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag und zur Änderung weiterer Vorschriften vom 19. Juni 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 206)

## 2 法律の主な内容

### (1) 法律の構成

2024年6月に公布された法律は、複数の制定法及び改正法で構成される法律（いわゆる「マント法律」）であり、新規制定の自己決定法<sup>11</sup>のほか、旅券法、身分登録法など既存の法律の改正から成る。以下、特記のない限り、条名は自己決定法のものとする。

### (2) 性別及び名の変更手続

身分登録簿上の性別の登録が、自らの性自認<sup>12</sup>に合致しないと考える者は、その申告により登録の変更又は削除（この場合、性別に関し無記載となる。）を求めることができる（第2条第1項）。当該申告において、その選択が自らの性自認に最も合致すること及び当該申告がもたらす結果を自覚していることを保証しなければならない（同条第2項）。当該申告とともに、その選択に合致した、今後使用を希望する名を指定しなければならない（同条第3項）。登録変更の申告後1年間、更なる変更の申告が認められない（第5条第1項）。登録変更外科手術の措置は不要とされるため、この法律に医療的措置に関する規定を設けない（第1条第2項）。

### (3) 未成年者に関する手続

制限的な行為能力を有する14歳以上の未成年者<sup>13</sup>については、その法定代理人（多くの場合は親）の同意の下、自ら申告を行うことができる。法定代理人の同意がない場合には、本人の福祉に反しない限り、家庭裁判所が代わりに同意する。第2条第2項に規定する保証に際しては、児童心理療法等の職業資格を有する者や児童支援組織などから助言を得たことを申告しなければならない（第3条第1項）。14歳以上の行為能力を有しない未成年者又は14歳未満の未成年者については、法定代理人が本人のために申告を行うことができる。この場合、5歳以上の未成年者については、本人の同意が必要とされる。助言を得たことを保証の際に申告する点については、上記と同様である（同条第2項）。

### (4) 性別の変更等に関する情報開示の禁止

性別及び名が変更された場合、変更前の性別及び名のデータを保有する情報システムを管理する公的機関によるデータ処理の必要性がある場合など例外的な場合を除き、本人の同意がない限り、当該データを開示し、又は探索してはならない（第13条第1項）。この規定に反し、変更前の性別又は名を公表した者に対しては過料が科される（第14条）。

### (5) 施設運営上の規則等との関係

この法律の規定により、施設への立入り、催事への参加等に関し、契約の自由、各施設等の所有者の家宅不可侵権（Hausrecht）及び法人の約款制定権は、影響を受けない（第6条第2項）。この規定により、例えば、サウナや更衣室の管理者は、依然として、一般平等待遇法など差別禁止に関する法律の範囲内で、特定のカテゴリーの人物の立入りを規制することができる。

### (6) その他の法律の改正

インターセックスの人々の登録変更について規定していた改正前の身分登録法第45b条の規定内容が変更され、自己決定法第2条に規定する申告等の受領の所管がどの身分登録局になるかに関する規定となった。

<sup>11</sup> Gesetz über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag vom 19. Juni 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 206)

<sup>12</sup> 法律上、「性自認（Geschlechtsidentität）」についても、「性（Geschlecht）」についても、特に定義はない。この点を批判する意見もある。„Selbstbestimmung als Fremdbestimmung,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2022.6.29.

<sup>13</sup> 18歳をもって成年とする（民法典第2条）。7歳未満の未成年者又は精神障害により自由な意思決定を行えない未成年者は行為能力を有しない（同第104条）。7歳以上の未成年者は行為能力が制限される（同第106条）。